全建労発第２号

令和4年4月12日

各都道府県建設業協会会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人　全国建設業協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　　長 奥 村　太 加 典

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を

改正する件」の周知について

　時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、厚生労働省より、事業場における労働者の健康保持増進のための指針について、デジタル社会の形成を図るため関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日より施行されることとなったことを踏まえ、別紙1のとおり指針の改正が行われ、令和4年4月1日より適用される旨の周知依頼がありました。

　つきましては、別紙2の改正後の指針に基づき、労働者の健康管理が適切に行われますよう、貴協会会員の皆さまに対して周知頂きますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部　又木